

「七年戦争」下プロイセンの戦費財政

久保清治

目次

I 問題の意味

II 戦前の財政状態

III 戦費の国内調達

1 国庫金、GDKおよびGKKの収支

2 シュレージエン州の財政収支

IV 戦費の捻出手段

1 占領地域に対する課徴

2 イギリスからの援助金

3 貨幣の改鑄政策

I 問題の意味

一七五六年から六三年までヨーロッパで繰りひろげられた「七年戦争」は、北アメリカやインドの権益をめぐるイギリス、フランス両国のおよそ一世紀にわたる植民地戦争がイギリス軍の勝利のもとに決着し、国内工業力の発展を基盤とするイギリスの歐州における制覇を確立したこと、あるいはまた、豊かな資源にめぐまれたシュレージュエン地方の領有をめぐるオーストリア、プロイセン両国の抗争が前者の敗北のもとに終結し、ヨーロッパにおける新興勢力としてのプロイセンの上昇を決定づけたことなどの点において、これまでつとに注目されてきたことは周知のとおりである。

本稿は、このような一八世紀中葉以降の国際的勢力関係に大きな影響をあたえた七年戦争に対象を限定し、とりわけ戦争中に費された莫大な資金がプロセイン側において一体どのようにして賄われたのか、その戦費調達の内容を把握することによって、プロイセン財政の実態を明らかにしようとするものである。あらかじめ、この問題追究の意味を明らかにするために、一八世紀プロイセンの経済的発展のなかで七年戦争が果した歴史的意義について、従来の研究史を整理しておくことにしよう。

第一にシュレージュエン領有の意味について。ドイツの小領邦プロイセンが隣接大国の多く、とくにオーストリア、フランスおよびロシアを敵にして、とにかく戦争に勝つたということ、それだけでプロイセンはドイツの指導的国家としてヨーロッパの列強に上昇しうる資格を獲得したといえるが、なかでも「フベルトウスブルクの和約」(一七六三年)にもどづいて、シュレージュエン地方の領有を内外に確認させたことの意義は、プロイセンの

地位を高めるうえでこぶる大きかつた。プロイセンにとってシュレージエンの領有は、ザクセンとポーランドを分断して欧洲の勢力均衡のなかで有利な地位を築く一方、他方では恵まれた人口・資源や産業の発展を基盤とする豊富な財源を確保する、という二重の意味をもつていたのである。当時、シュレージエンは同地方占領前のプロイセンの国土面積の四分の一、人口の三分の一を有し、肥沃な土壤による農業生産物と穀物輸出、羊毛や亞麻を主とする纖維工業の発展、一九世紀前半プロイセン最大の鉱山業地帯に発展するナイセ河上流地域における鉱物資源をもつていた。さらに首都ブレスラウは陸路による仲継商業の中心地として東部ドイツのなかでも繁栄していた都市のひとつであつた。⁽¹⁾ このようなシュレージエンの経済的発達を反映して、同州の行財政はその領有の当初から国王に直結した特別の管理体制を敷くとともに、そこからあがる財政収入は一八世紀後半をつうじてプロイセン国家収入の二、三割を占め、また七年戦争中は激戦地になつたにもかかわらず、国庫への毎年の貢納義務（後述）を完遂した唯一の州であつたなど、プロイセン国家財政におけるシュレージエンの役割は他の諸州とは比べものにならないくらい大きかつたのである。

第二に、体制危機の発生と戦後改革について。七年戦争でプロイセンは、前述のとおり沃地シュレージエンを確保して大きな利益を享受できたものの、同時に、広範囲にわたつて戦禍を受け、それと連係して経済危機が発生するなど国内の犠牲もまた大きかつた。オストプロイセン州は戦時中ほぼ全期間にわたつてロシア軍に占領され、プランデンブルク州では一時占拠されたベルリン市が多額の免焼金を支払つて首都破壊をまぬがれたものの、製鉄・金属・製紙・精粉・軍事工場など多くの重要な製造工場が破壊され、ポンメルン州とノイマルク州はロシア・スウェーデン軍の攻撃・略奪にあい、シュレージエン地方はオーストリア軍との戦闘地になり、エルベ河とライン河のあいだにあるプロイセン諸領はフランス軍の攻撃・破壊をうけ、プロイセン全体で死者四〇

（五〇万人、死馬六万頭、焼失家屋一万三、〇〇〇戸）という大規模な戦禍をこうむつた。このような戦災によるプロイセン経済への打撃は、戦時のバルト海閉鎖、悪貨の流通、戦後の正規の銭貨品位(Münzfuß)への復帰(＝急激なデフレ政策)などによる貨幣の不足や商取引の沈滞とあいまって、農村では兵士や租税の供給源として王政の底辺をさえる農民層、ならびに支配階級たる領主層を窮乏・破産させる一方、都市においても終戦直後の「ベルリン商業恐慌」が商人・市民層の困窮に拍車をかけ、プロイセン絶対王政の体制的基盤を揺がした。戦後、王政当局が手がけた実にさまざまな改革（たとえば、復興政策のほかに、土地改良・開墾・家畜飼育の改良、植民、農業技術の導入などの農業政策、道路・運河・港湾の建設、マニュファクチャリーの導入、王立企業・特権会社の設立、纖維・鉱山業の育成、外国人技師の優遇、保護関税などの商工業政策、王立銀行やラントシャフトの創設による金融制度の変革、「総監理府」(Generaldirektorium) 弱体化政策、鉱山省・森林省の新設などの行政改革、税率の変更、徴税請負制の採用、タバコ・コーヒーの専売化などの財政改革）は、今日、工業化過程における国家の果した役割りに関連して、あるいは「封建的危機への対応として打ちだした『絶対主義的重商主義政策』の一典型」として注目されているが、ともかく、フリードリッヒ二世（大王）のもとに実施されたこれらの戦後改革は一八世紀中葉以降におけるプロイセン経済の拡大発展の素地を形成する重要な歴史的意義をもち、そしてそれはとりもなおさず、七年戦争を契機に露呈した体制危機やその封建的対応と密接に関連していた、と捉えることができよう。⁽³⁾

第三に、グーツヘルシャフト経営構造の変化と関連して、右の戦争による危機とその対応としての王政主導の改革とならんで見逃せない重要な経済的変化は、一八世紀後半とりわけ七年戦争を境に、既存の大農場経営内部において農業経営の合理化を急速に推進させるような編成替えがみられたことである。つまり、土地所有の頻繁な移動と土地の買占・集中というグーツヘル相互間の競争が激化する一方、労働関係においては賦役農民が減少

して地代農民や自由労働者がふえるなど農民層分解の萌芽的進行、經營方法においては三圃制から四圃制・多圃制、休閑地・牧草地におけるクローバー栽培、囲い地經營、牧畜の集約化、直営地と農民の耕地を分離するいわゆる交錯状態の廃止、王領地における永小作制の採用など、七年戦争を契機として、グーツヘルシャフト構造内部において再編成が進行したのである。これらの変化の具体的な内容や歴史的重要性にかんしては、すでにG·F·クナップ以降の研究によつて明らかになつてゐるので、ここではただ、ウンカーエ経営成立の母胎となるグーツヘルシャフト經營の構造的変革がなんばく七年戦争を画期に著しく進行した、という事實を強調しておきたい。⁽⁴⁾

このようにみると、七年戦争は一八世紀プロイセン經濟史における重要な時期であると同時に、この戦争での勝利は、新興国プロイセンの政治的・經濟的自立化への歴史的前提であつたとも考えられる。⁽⁵⁾本稿は、七年戦争のかかる歴史的意義をふまえて、戦争の勝敗を決定する要因としてのプロイセン財政の問題を取り扱う。もちろん、勝敗の帰結にかんしては、さまざまなもの⁽⁶⁾がはたらくが、なかでもA·スミスが『國富論』で述べているように、プロイセン軍隊の優秀さと並んで、かかる軍事力を支える物質的基礎としての財政能力の問題は不可欠の基本条件であろう。後論で述べるとおり、プロイセンにおいて、この戦争に費やされた財政支出はおよそ一億四、〇〇〇万ターラーと推計されるが、そのうち国内で調達しえた通常の財政収入は六、〇〇〇万ターラー(約四割弱)であつた。当時おおくの国で採用されていた公債の発行や増税政策という戦時の常套手段は、少なくともプロイセンではごく僅かしか実施されていない。しかも驚くべきことに、終戦時においては、友好国(デンマークやトルコ)に支援金を送れるほどの財政的余裕さえ残していた。同時代の人々にとって、戦中におけるプロイセンの財政力は軍事的抵抗力として、ひとつの謎であつた。

それでは一体、七年戦争におけるプロイセンの莫大な戦費はどのような方法で賄われたのであらうか。また、

その調達をめぐる特異な財政運営の実態は、いかなるものであったのか。本稿は、戦争という国家の非常事態にありいつやう鮮明化すると思われるプロイセン財政の性格を解明するたために、むしあたり、わが国では従来みず「これまで嫌いのあるプロイセンにおける七年戦争の戦費調達の問題に焦点を絞り、戦時財政の具体的な内容を明らかにしようとするものである。

以下では、まず七年戦争前（一七〇〇～五六年）におけるプロイセン国家財政の大略を把握したうえで、とくに戦費調達の仕方をつるの一一坂、すなわち(1)国内における財政取支の動向とその軍事費調達の内容、(2)国内の通常の収入でさへては飽くなかった戦費捻出の手段⁽¹⁾に分けて考察する。

- (一) Dessmann, Günter: *Geschichte der Schlesischen Agrarverfassung*, 1904; Ziekursch, J.: *Hundert Jahre Schlesische Agrargeschichte*, 1915; Henderson, W.O.: *The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740-1870*, 1958; 大野英一『ドイツ資本主義論』(未来社、一九六五年)、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説』(未来社、一九七〇年)。

- (2) 免焼金(Brandschätzung)は敵軍による略奪や放火を免れるために貢納する一種の軍税で、マルクン市がGottzkowskyの仲介を経てローマ軍に支払った免焼金は計一五〇万ターラーである。そのうち三分の一は現金即払い、三分の二は後者である商人が裏書人となつた手形決済であつた(Rachel, und Wallach: *Berliner Grosskaufleute und Kapitalisten*, Bd II, Berlin 1967)。

- (3) Krüger, H.: *Zur Geschichte der Manufakturen und der Manufakturarbeiter in Preussen*, 1958; Henderson, W.O.: *Studies in the Economic Policy of Frederick the Great*, 1963; 藤田實『マニユアル課税の成立』(有斐閣、一九七〇年)。

- (4) Knapp, G.F.: *Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Teilen Preussens*, 1887; 林健太郎「ハーフヘルハーフ」(『独立辯史研究』、近藤書店、一九七〇年)、北條功「十八世紀後半の東ドイツ」

にゆかぬ『農業地盤』の特質』（『経済学雑誌』第111卷、11・111号）、藤原知同『近代以来農業の形成』（御茶の水書房、一九六七年）、藤田耕一郎『近代以来農村社会經濟』（未来社、一九八四年）。

(10) Schmoller, Gustav: Studien über die wirtschaftliche Politik Friedrichs des Grossen und Preussens überhaupt von 1680 bis 1786, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im deutschen Reiche*, Jg.8(1884).

(6) アダム・スミス、大内・松川訳『艦國賦の富國』（知波文庫、一九六六年）。

(7) なお、小稿が主に依拠する文献について述べ。されば、Koser, Reinhold: Die preussischen Finanzen im siebenjährigen Kriege, *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd.13(1900), Heft 1; SS.153-217, Heft 2; SS.329-375 である。R. ローナーは『ヘッセンコッホルト大王』によれば大都を著して極端なプロイセン絶対王政期研究者のひとりであり、ヘッセンコッホルト大王（大王）治世（一七四〇一八六年）の財政に関する記述がある。右の論文をもとに111の論文がある。前述のとおり、七年戦争中の財政運営を世間に理解したフリードリッヒ二世は、戦中の財政勘定を内閣秘書官アイヒベル Kabinettssekretär Eichel へ軍事在職勘定ヶバヘル Kriegszahlmeister Köppen の一人に託された。財務にかんしては国王の命令や彼の執事やひへじて各領土の財政勘定が記載される。一方をみると、国王がいかに戦時財政にいたるなんの具体的な内容をしらした史料を残さなかつたところがわかつてゐる。したがつて、R. ローナーが国庫についての古文書を発見せんとして、戦時財政にかんする従来の研究は、フリードリッヒ二世の『政治遺稿』や『七年戦争史』あるいは総理府の統計などといった概略的な叙述にとどまつてゐた。その意味では、プロイセン歴史研究の先駆的文献として名高い A. F. リーデル (A.F.Riedel) の著書 *Der brandenburgisch-preussische Staatshaushalt in den beiden letzten Jahrhunderten, 1866* も、正しく戦時期にかゝることは史料上の大いな制約をうけた。プロイセンが一体どの程度の財政力をもつて、戦費をどのように賄つたのか、この時代の財政困难は依然として未解決の問題であつたのである。といへば、R. ローナーが Itzenplitzschens Familienarchiv から、前記ヘーベルやケッペルの署名が附された戦中の各年度における国庫勘定が掲載された、「七年戦争」下プロイセンの戦費財政（久保）

かにあかされたこのような二人の高官が作成した「国庫文書」を鮮明に分析したものであり、これは一八世紀プロイセン財政にかんする研究史の空白をうめたすぐれて文献的価値の高いものである。ただ彼の論稿は、文書をくまなく忠実に紹介しようとした史料研究の貴重な長所をもつと同時に、その反面、当時の勘定が相互に收支しあつたことから生ずる錯綜した構造が反映されて、戦費調達の視点からは分りにくい箇所もかねそなえている。小稿では、近時の研究成果もとりいれながら、この点を補つて整理してみたい。

II 戰前の財政状態

しばしば指摘されるように、臨戦体制下にあつたプロイセンの財政は、軍征目的にそのまま直結する戦争準備金の蓄積に最大の関心があつたから、国家会計においては、その準備金が集計されるところの国庫の勘定が重要視された。⁽¹⁾ したがつて、現在、利用できる史料としては、地方および中央それぞれの金庫勘定で必要経費を控除した最終の剩余金、つまり純計として国庫へ上納された黒字分の集計値にかんするものが残されているだけであり、今日でいうところの中央・地方財政における粗計の予算書や決算書は残存していない。それゆえ、われわれは、このような史料上の制約のもとで、まず国庫金の推移に注目しながら財政状況全般を断片的に捉えてみる。

そこで、国庫文書に基づくR・コーナーの研究に依拠して、戦前における国庫金の動きをわかりやすくまとめたのが、第II-1表である。⁽²⁾ フリードリッヒ二世が一七四〇年に先王から受継いだ国庫金はだいたい一、〇〇〇万ターラー、そのうちバイエルン伯爵領への貸付金が三四〇万ターラーあつたので、実際に現金で継承した金額は六六〇万ターラーと推定される。⁽³⁾ この相続した国庫金は、ボーデン大臣の国王への報告（四四年六月一二日

第II-1表
七年戦争前(1740-56年)
における国庫金の推移
(単位:1万ターラー)

1740年	1,000
1742年	300
1744年	574
1746年	90
1750年	530
1752年	656
1754年	900
1756年	1,337

付)によると、二年後には約三〇〇万ターラーになつたので、四〇年末—四二年六月の第一次シュレージエン獲得戦争が、おおよそ三六〇万ターラーの国庫金を費消させたと思われる。しかし、四二—一四年の休戦期間に、国庫金は二七〇万ターラー増加して、計五七四万ターラーとなつた(上記ボーデン大臣の報告による)。この純増分の主たるものは、後述する中央直轄地金庫からの送付金計一一四万ターラー(四二年度未納分二〇万、四三年度送付金六〇万、四四年度徴収分三四万)、シュレージエン州からの上納金六三万ターラー、ならびにクールマルク・ラントシャフトからの借入金五〇万ターラーである。⁽⁴⁾ところが、四四年六月から始まつた第二次シュレージエン戦争は、これまで貯えられた国庫金を殆んど枯渇させてしまつた。四五年一〇月二八日記録の国庫金残高は、わずか二、二九八ターラーにすぎなかつた。支出先の項目は、担当大臣や将軍への送金という個人名宛ての形でしるされているので、その具体的な内訳は不明であるが、ともかく四五年一月から一〇月までに集中して巨額の出費が計上されており、これらを合計すると、第一次シュレージエン戦争の費用はおおよそ六五〇万ターラーと推定される。⁽⁵⁾その後(四五年末のドレースデン和約以後)七年戦争までの戦争のない十年間に、国庫金は枯渇の状態から着実に増加し、七年戦争開戦前の五六六年には一、三三〇万ターラー余に達した。この国庫に積立てられた総額を年数で除してみると、一三〇万ターラーの年平均額となり、これはちょうど、中央直轄地金庫からの既定の送金六〇万とシュレージエン州からの上納金七〇万の計一三〇万ターラーに相当する。ベルリンの国王宮殿の地下の壺にこれら国庫金は厳重に保管され、当座の出し入れにはシュパンダウにある鍵のかけられた赤い箱が利用されたという(通称、壺の

81

ほうを「大金庫」、箱のほうを「小金庫」と呼んだ⁽⁶⁾。なお、国庫に収納された資金は、そのほかに、ドレースデンの和約にもとづくザクセン国からの賠償金の受取り（四六年未100万）、オストフリースラント上納金（年10万）、王家所有林売却益および郵便収入などがあるが、金額上、これらの収入総額は国王の個人的支出（年10万ターラー程度）、新規要塞の建造や砲兵隊の新設など特別の軍事支出、シュレージエン州のロンドン負債（後述）の返済、ならびに特別の国家事業費等に充当する。⁽⁷⁾

第II-2表
1740-56年度 中央直轄地金庫(GDK)の支出内訳

(単位：1万ターラー)

支出先 年度	総支出	G K K 補給金	宮廷・ 軍事 目的支出	国 庫 納入金	その他の 支 出
1740/41	369	155	104	97	13
41/42	333	196	100	30	7
42/43	333	167	99	60	7
43/44	331	168	96	60	7
44/45	337	170	99	60	7
45/46	339	171	100	60	7
46/47	336	172	96	60	8
47/48	345	172	105	60	8
48/49	352	176	108	60	8
49/50	353	176	109	60	8
50/51	355	177	110	60	8
51/52	349	177	104	60	8
52/53	351	177	106	60	9
53/54	352	177	107	60	8
54/55	354	177	109	60	8
55/56	358	177	102	68	8

ところが、平時においては年六〇万ターラーを国庫に納めた中央直轄地金庫 (General-domänenkasse 以下ではGDKと略称する) の収入は、シュレージエン州を除く全土の約四分の一を有した王家の所領地から得られる地代収入と、塩・木材・港・郵便などの特権収入 (Regalien) を原資として、地方・州・中央官庁レベルでの主として行政費用を控除した純額を一括して集計した金庫勘定である。⁽⁸⁾

A・F・リーデルの著書に付されていいる統計によれば、第II-2表のとおり、戦前におけるGDKの△純▽収入は年三五〇万ターラー余であり、そのうち六〇万ターラーが既述の

国庫への納付（総支出額の一七%）、約半分が中央軍事金庫への補給金、残りの100万ターラー（三五%）が宮廷費用や、土地改良・都市建設などの非軍事的支出にむけられた。⁽⁹⁾

なお、国庫金の蓄積には直接、寄与しなかつたが、国家会計におけるいまひとつ重要な勘定として、中央軍事金庫（Generalkriegskasse 以下GKKと略称）がある。これは、農村の私領地において郡長（Landrat）が徴収する直接税（コノトラバービオン）と、都市において税務官（Steuerrat）が収納する間接税（アクチーゼ・関税）を原資とし、GDKと同様に、地方レベルでの剩余金が中央の金庫で集計、管理されたものである。同金庫の△純△

	オーストリア (1749年)	プロイセン (1740年)
収入 租 直 轄 地	57.7 42.3	51.4 48.6
支出 軍 事 費 宮廷・民事費 債 務 返 済	48.5 27.0 24.5	約 { 80.0 20.0 0 }

（出所）Th. Mayer, Geschichte der Finanzwirtschaft vom Mittelalter bis zum Ende des 18. Jahrhunderts, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., Tübingen 1952, Bd. 1, S. 260.

収入額は、GDKのそれよりも若干多く約四〇〇万ターラー、そのなかで当時は直接税と間接税がそれぞれ折半した割合を始めた。支出先について詳細はわからないが、すべて軍事費に充てられ、それでも不足する支出分は前述のとおり、GDKからの軍事費補給金（Adjutum）で補われた。⁽¹⁰⁾ それゆえ通常、プロイセンにおける軍事予算の総額は、シュレージェン州の軍事支出（年、一二五〇万程度＝後述）を含め、上述のGKKの収入とGDK補給金をあわせて、年間おおよそ八〇〇万ターラーであつたと推測することができる。シュレージエン戦争ならびに七年戦争における交戦国のオーストリアと比較した第III-3表は、プロイセンの財政がいかに軍事支出に著しく偏重していたか、また度重なる戦争にもかかわらず

第II-4表 1742/43年度 シュレージエン州の予算

(単位: ターラー)

収入の部	支出の部
1. ニーダーシュレージエ ンの収入 2,483,724 (77%)	1. シュレージエン軍隊費 2,140,000 (63.6%)
2. オーバーシュレージエン の収入 520,000 (16%)	2. イギリスへの債務返済 500,000
3. 税制改革による増収 220,000 (7%)	3. 奉給 225,000 (6.7%)
	4. 補助およびその他費用 200,000
	5. ナイセ、ブリーク要塞 建造費 200,000
	6. 国王連隊へ 100,000
計 3,223,724	計 3,365,000

黒字財政を堅持したことを示しており、興味深い財政比率である。つぎに、シュレージエン州の財政收支についてであるが、この州の行政は、四〇年の占領以降、他の州とは違つて、プロイセンにおける国内行政の最高官庁たる総監理府 (Generaldirektorium) の管轄範囲から外され、したがつて会計勘定においては GDK や GKK とは別途の、国王直轄の特別の省が管理運営する独立した金庫勘定を設けた。⁽¹¹⁾ 同金庫の収入は、年平均、三二〇万から三五〇万ターラー、そのうち北東部の平地が多いニーダーシュレージエン地域からあがる収入が約八割、山岳の多いオーバーシュレージエン地域が約二割弱を占めた。平時においては、国庫へ同金庫から毎年七〇万ターラーを上納し、残額の大半を州内に配備された軍隊への費用にふりむけた。第II-4表は、R・コーナーによつて発見された戦前のシュレージエン州の財政について知りうる唯一の史料である。これは、四二年九月末、内閣秘書官アイヒエルが作成し、国王とミュンヒョウ大臣が署名した予算案であるが、この年は第一次シュレージエン戦争直後で、国庫への上納はまだ課されていない。収入の不足(約一四万ターラー) は次年度のニーダーシュレージエンの税収で補正されることになつていたが、四四年の予算では前年の実績に照らして一〇万ターラーだけ削減された。⁽¹²⁾ 支出のなかで六四%を占める通常の軍事費は二一四万ターラー

一（先のGKK軍事支出額の約三分の一）が計上されている。また、五〇万ターラーのイギリスへの債務返済は、占領前、オーストリアがシュレージエンの土地を抵当に、英國から年7%の利子で二五万ポンド（約一七〇万ターラー）⁽¹³⁾を借款した分を、四一年の和約のときに同州の割譲を条件にプロイセンが引継いだものである。このように、シュレージエン州の財政収入は、當時プロイセン全土からあがる直轄地純収入（GDK収入）に近い数字を示し、その収入に裏付けられた軍事支出の規模、あるいは国庫への貢納の程度からみても、プロイセン財政において、その他の州とは比肩できないくらいの重要な役割を担つたといえよう。プロイセンが同地方獲得のために何度も執拗に戦つた背景や、占領するやいなや直ちに国王直属の行財政管理や特別の会計を設けた理由は、ひとつにはシュレージエン州のこの豊かな財政的魅力にあつたものと思われる。⁽¹⁴⁾

- (1) 上山安敏『ドイツ官僚制成立論——主としてプロイセン絶対制国家を中心として——』（有斐閣、一九六四年）、成瀬治『プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格——Rekrutenkasse の問題を中心に——』（柴田三千雄・成瀬治編『近代史における政治と思想』、山川出版社、一九七七年）。

(2) 以下の叙述は、主として R.Koser: Der preussische Staatsschatz von 1740—1756, F.B.P.G., Bd. 4 による。

(3) 一七九八年一月三日、フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世に報告された公文書のなかで、「国庫金八四八万五、六九七ライヒスターラー（四グロシュン七アフュニッヒと新金庫の一五七万七十九ライヒス・ターラー・一九グロッション五アフュニッヒの合計）」、〇〇五万六千ライヒス・ターラーとの記録にもとづく（Ibid., SS. 208-7）。

(4) クールマルク・ラントシャフト（Kurmärkische Landschaft）は、司教・騎士・都市などの諸身分の管理のもとに、恒常化した君主の負債償却を受けた身分制の預託信用所で、一六世紀に設立、三十年戦争でいつたん閉鎖したが一七〇四年に再建、一八一〇年まで営業した（阪口修平「プロイセン絶対主義における身分制の研究——一八世紀クールマルクを中心に——」『中央大学文学部紀要』、第八〇号、拙稿「プロイセンのラントシャフト制度——文献解題を中心に——』『社会経済史学』、三九巻一号参照）。

(15) 第一次ショーネーベルク戦争の期間、中央直轄地金庫やショーネーベルクからの国庫への上納金が少なべ、国由は三名の大田 (Biereck, Boden, Marschall) は、騎士団、教会領および王領地を対象とした 110 万ターラーの臨時的な増税を歳金としたふるわれてゐるが、詳細は不明である (R.Koses, A.a.O., S.220)。

(6) Ibid., S.225.

(7) Ibid., SS.223-227.

(8) 中央直轄地金庫の設置やその内容については、拙稿「ブランデンブルク＝プロイセンの財政収支——フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の財政運営に関する一素描——」『横浜商大論集』、第 10 卷 1・2 合併号。

(9) A.F.Riedel, A.a.O. の表は、1100 年間のプロイセン財政の統計を取扱つており、細田においてはかなりの誤りが認められるが、概略的な頃田と金額は、この文献で知り得る限り。

(10) 中央軍事金庫については拙稿の前掲論文、当時の租税の内容については拙稿「プロイセンにおける税制改革——1715 年～19 年「一般アーハト税」の導入——」『横浜商大論集』、第九卷 1 号を参照。

(11) ショーネーベルク特別省の初代の担当大田は、マハム (Geheimerrat Grafen Münchow, Oberpräsident der Kriegs- und Domänenkammer zu Breslau und Glogau) で歿年の 1741 年まで回顧に在任した。ブレスラウとグロガウの二つの行政区域に区分されるショーネーベルク州は、四年 1 月 11 日のプロイセン国王のブレスラウ到着後、直ちに従来のオーストリアの制度を廃止して、行政の改組と税制改革に着手したといわれてゐる。この改革の過程については、近く別稿を予定してゐるが、とりあえずショーネーベルク州の経済にかんする一応の概略については、拙稿「ショーネーベルク・ランケンシヤフト制度成立の背景——同時代のパンフレットを素材にして——」『横浜商科大学紀要』、第一卷を参照。

(12) R.Koser, A.a.O., SS.210ff.

(13) Leopold Krug: *Geschichte der preussischen Staatschulden, Breslau* 1861, S.27f.

(14) 以上述べた国庫金ないし川の金庫のほかに、戦争準備金として、七年戦争勃発まことに、次の基金が少額ではあるが別会計で貯えられたといふ。新馬の購入・調教用に新設された「騎馬金庫」(caisse des chevaux) は 70 万

傭兵募集用に六八万、弾薬・兵糧の購入費として三〇万、当座用の小金庫(前述)に八七万ターラー等である(R.Koser,

A.a.O.,SS.225f.)。

付記 いいや、本節ならびに以下の叙述の準備として、シュレージエン戦争の経緯について簡単に述べておく。

一七四〇年五月三一日フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が歿し、その息子フリードリッヒ二世がプロイセン国王として即位、その年の一〇月オーストリアの皇帝カール六世が男子相続人なく死亡、長女マリア・テレジアの繼承権問題をめぐつてもめているときに、プロイセン軍は同年一二月一六日、オーデル河畔クロッセンに集結し、宣戰布告をせず、オーデル河にそつてシュレージエンに侵入し、第一次シュレージエン戦争が勃発した。オーストリア軍はそのときハンガリーに主力部隊をおいていたため、プロイセン軍は一二、三週間でシュレージエンの主要な地域を占領した。翌四一年一月プロイセン国王はブレスラウに到着、二月にグロガウ要塞を陥落させ、ニーダーシュレージエンを確保、さらに四月モルヴィッツの戦いに勝つて、オーバーシュレージエンのナイセ要塞はおとせなかつたものの、ブリック地方を占領した。オーストリアは、イギリスの仲介をうけて、シュレージエンの割譲を条件に対仏戦争においてプロイセンの中立維持を申入れ、四一年一〇月プロイセンとクラインシュネンドルフの密約をとりかわした。一月ナイセ要塞が陥落、一二月プロイセン軍は密約をおかしてグラーツを占領、ベーメンでのコトウジツの戦いのあと、四二年六月二日ブレスラウの和約が締結され、第一次シュレージエン戦争が終結した。この条約において、プロイセンは、グラーツ伯爵領を除いたシュレージエン全域、ナイセ公領の一部、およびテッセン・トゥロハウ・イエーゲルンドルフの一公領を領有、そのかわりオーストリア同盟から脱退し、イギリスとオランダがオーストリアへの援助の代償としてもつていたシュレージエンに対する債権、一七〇万ターラーを引き受けた。

第二次シユレージイエン戦争は、フランス・バイエルンと同盟を結んだプロイセンにとつて、四四年六月のプラーハ攻撃に始まり、四五年五、六月のホーエンフリードベルクの戦いで勝利を得、イギリスの仲介を経て同年一二月二五日のドレースデンの和約で終了した。これによつてプロイセンは、オーストリアに対しシュレージエンの領有を認めた。ブレスラウの条約を再確認させてグラーツ地域をも領有し、オーストリアを支援したザクセン国からは一〇〇万ターラーの賠償金を受けとる一方、そのかわり皇帝にはハプスブルク家のフランツ一世を承認した。(R.Koser: Friedrich

der Grosse, Stuttgart und Berlin 1911; C.Duffy: *The Army of Frederick the Great*, London 1974; 進藤牧郎「オーバー・ストリーア継承戦争」『世界の戦史』第六巻、人物往来社、一九六六年)。

ところでのこの戦争のあと十年経つて、再度、オーストリアのシュレージエン奪回をはかる「七年戦争」が勃発した。プロイセンのシュレージエン領有をめぐる抗争という点から、七年戦争を第三次シュレージエン戦争とも呼ぶことができようが、それについては次節で取上げよう。

III 戰費の国内調達

七年戦争の戦費財政を明らかにしようとする小稿の課題に即し、本節のはじめにプロローグとして、プロイセン側からみた戦闘の経過を簡単にのべておく。

一七五六年から始まつた七年戦争は、第一に海外植民地をめぐる英仏両国との抗争、第二にプロイセンのシュレージエン領有に対するオーストリアの復讐という二重の国家的利害の衝突が合体して発生したものであり、戦闘にはヨーロッパの殆んどの諸国が巻き込まれた(この戦争において、中立的立場を保持した国は、オランダ、デンマークおよび南欧諸国である)。

第二次シュレージエン戦争終了後、四六年六月にオーストリアはロシアと攻守同盟を締結した。その主たる内容は、(1)プロイセンがオーストリア、ポーランドもしくはロシアを攻撃した場合、ロシアおよびオーストリア両国はそれぞれ六万の軍を出して協力する、(2)オーストリアがシュレージエンを回復できたときは、ロシアに対して二〇〇万グルデンを支払う。次いで、オーストリアは五六五年五月、かつてはブルボン＝ハプスブルク家の霸権争いの関係から不仲

であつたフランスと、「フランスはオーストリアのシュレージエン回復に同意し、オーストリアが攻撃をうけた場合には二万四千の援軍をおくる」という内容の防禦同盟（＝ヴェルサイユ条約）を結んだ。さらに、オーストリアはスウェーデンやザクセンとも軍事同盟関係を成立させ、プロイセン包囲の態勢をととのえた。

一方、プロイセンは、五六年一月にイギリスとウェストミンスター協約を結んで軍事同盟を得た。五六年五月一五日、イギリスはフランスに対して宣戦を布告して、ここに「七年戦争」が勃発した。プロイセンは、軍隊を東プロイセン、ポンメルンおよびシュレージエンの三方に配置して敵軍からの攻撃に備えるとともに、フリードリッヒ二世（大王）は八月にザクセンに進入して先制攻撃を開始、ロー・ポジツツでの激戦をへて、一〇月にザクセン軍が投降、同国を占領した。翌年、プロイセン軍は対オーストリアと、プラーハの会戦、コリーンでの敗北を経て、ロスバッハの会戦で勝利し、ロイテンの会戦で一時占領されていたシュレージエンのブレスラウ、リーグニッツを奪回した。他方、ロシア軍は五八年一月グロース・イエーゲルスドルフの会戦を経てケーニヒスベルクを包囲し、まもなく東プロイセンを占領下においた。その後プロイセンは、対ロシア軍とツォルンドルフの戦い、ポンメルン侵入をはかるスウェーデン＝ロシア軍とのホツホキルヒの会戦で惨敗し、翌五九年、対オーストリア軍とクーネルスドルフでも敗北し、窮地に陥った。六〇年、シュレージエンのランデスフートでプロイセンの守備部隊が全滅、リーグニッツの会戦でオーストリア軍を撃破したものの、ロシア軍は首都ベルリンに侵入するとともに、六一年には後部ポンメルンを占領、オーストリア軍はトルガウでの激戦のあと、シュレージエンのシュワайдニッツ要塞を奪取した。プロイセンの敗戦という色あいが濃い状況のなかで、プロイセンにとって予期しない幸運がもたらされた。六二年一月五日、ロシアの女帝エリザベータの死亡により個人的にフリードリッヒ二世に心服していたピョートル三世が即位し、ロシアとプロイセンとの関係は急速に親密化した。両国は五月に講和条約、六月にはスウェーデンも加わって攻守同盟を締結した。これによつて、

プロイセンは占領されていた東プロイセンとポンメルンを回復するとともに、ロシア軍の強い協力をえられることになつた。同年七月から一〇月にかけて、プロイセン軍はオーストリア軍とのブルケルスドルフの戦闘を経て、シュレージエン全域を回復するとともに、ザクセンの全域を占領した。

六二年一一月英仏講和のためのフォンテンブローの仮条約、翌六三年一月一〇日英仏のパリ平和条約が成立、オーストリアとプロイセンは六二年一二月末に停戦交渉をはじめ、翌六三年二月一五日、ドレースデン近郊のフェルトウスブルクにおいて、プロイセン、オーストリアおよびザクセンのあいだで平和条約が調印され、ここに七年戦争が終結した。

1 国庫金、GOKおよびGKKの取支

前節で述べたように、開戦までに蓄蔵された準備金は、国庫金一、三三三七万ターラーと小口の基金約二五〇万ターラー（前節の注¹⁴参照）の合計一、六〇〇万ターラーであつた。しかし、この資金は開戦二年後に早や底をついたもようである。この時期の国庫にかんする利用可能な史料としては、F・G・ケッペン主計官が作成し、宮廷出納長（Hofrentmeister）ケルシュが監査した一七五五—六〇年における国庫金の取支一覧表（第III—1表）がある。収入の部の第4項、シュレージエン州から国庫への貢納はこの年の一〇万ターラーの国庫への振込をもつて停止され、その代わり残りの五〇万と五七／五八年度以降戦争期間中の貢納義務額七〇万ターラーは、出征中の国王に直接、手渡されたか、もしくは「中央預金基金（Central=Dispositionsfonds）」（後述）に送金された。収入の部の第7項は不詳、第9項はおそらく、五七年一二月末にクールマルク蘭トシャフトから借入れた三五七

第III-1表 1755-60年 国庫金の收支表

(単位: ターラー)

取入の部	支出の部
1. 1755年度 残高 2. 1755/56年 GDKから 3. 1755/56年 シュレージエン州より 4. 1756/57年 シュレージエン州より 5. GKKから 6. GDKから 7. 私(ケッペン)を通じて 8. ベルリンおよびアレスラウ貨幣鑄造所利益 9. 国王貸金	11,500,000 600,000 700,000 200,000 2. マクデブルク軍事御料地元へ 54,741 77,752 245,425 74,248 3,851,433 3. ザクセン駐留軍へ 4. 1756.11.5 の命令により銀行家Splitterberへ 5. ヴェストファーレン砲兵隊輸送のため (1757.4.22.と5.21.と12.30.の命令) 6. プフール市長への騎馬代金(1757.5.20.の命令) 7. シュラー Blvd. 国務大臣へ 1756.10.30.の命令に従い(11.24.領収) 1756.12.1 " (12.29.) 1756.12.9.と29日および1757.1.20.の命令に従い、 1758.1.9.の命令に従いGKKを通じて振込 8. 第六軽騎兵隊へ(1757.2.11.の命令) 9. 軍隊の増強のために(1757.3.26.の命令) 10. 1759.4.24.まで軍隊の糧料代としてGKKへ 11. シュラーベンドルフ国務大臣へ(1757.11.25.の命令)
合計	17,303,600
	合計

万ターラーに国王の手持金を加えて国庫へ振込んだものと思われる。支出の部をみると、殆んどすべて軍事費につかわれており、しかも支出時期は五六六年と五七年の二年間に集中していることがわかる。プロイセンの軍隊は開戦当初、国王の率いるザクセン進軍部隊をのぞいて、オストプロイセン（五八年よりロシア軍に占領される）、ポンメルン（ロシア・スウェーデン軍の攻撃を受けてマクデブルクに本陣を移す）ならびにシュレージエンの三地域に分けて主力部隊が配置されたが、オストプロイセンの総指揮官レーヴァルト将軍に対しロシア軍によつて占領されるまで計一〇〇万ターラー（支出の部の第1項）、マクデブルクの軍事御料地庁に計六〇〇万ターラー（第2項）、シュレージエン州担当大臣のシュラーブレンドルフに計六二〇万ターラー（第7と第11項）が支払われている。⁽²⁾その他、税収減にともなうGKK収入の減少を補完するために国庫から糧食代として約三二九万ターラー（第10項）、軍隊増強等に八〇万ターラーが含まれている。⁽³⁾以上、軍事費として国庫から支払われた支出合計額は一、七三〇万ターラーにのぼつた。五八年四月一九日付の国庫文書によれば、すでに国庫金はほぼ枯渇していることが記されており、したがつてこの頃から残りの戦争期間中、王宮で保管された国庫金の勘定はその原資を取得できずについたん閉鎖せざるをえなかつたのである。

つぎに、GDK収入の推移についてみてみよう。第III-2表は、地域ならびに特権収入別にみた平常時における予算額と、戦争中の各年度における実績額をあらわしている。⁽⁴⁾まず、標準額についてであるが、総収入（純計）は年間三五〇万ターラーとなつており、この総額は先にみた戦前の時期とほとんど同額である（前節、第II-2表参照）。収入源の主たるものあげると、ブランデンブルクの既往の領地であるクールマルク州が八八万六、〇〇〇ターラーで圧倒的に多くて総収入の一五・一%を占め、次いで東プロイセン州（ケーニヒスベルグとリタウェン）が三九万三、〇〇〇ターラー（一一・一%）、各地の製塩所利益を集計した中央製塩金庫（Obersalzkasse）の収入が

「七年戦争」下プロイセンの戦費財政（久保）

第III-2表 七年戦争中における中央直轄地金庫(GDK)の収入実績

(単位：千ターラー)

年 度 収入別	標準額 (%)	1756/57	1757/58	1758/59	1759/60	1760/61	1761/62	1762/63
Königsberg	177 (5.0)	29	0	0	0	0	0	0
Littauen	216 (6.1)	29	0	0	0	0	0	0
Pommern	315 (8.9)	315	133	0	0	0	0	0
Neumark	179 (5.1)	179	179	150	63	11	0	0
Kurmark	886 (25.2)	864	855	549	549	549	750	728
Magdeburg	307 (8.7)	307	307	307	296	298	268	136
中央製塩金庫	391 (11.1)	391	277	212	210	75	190	203
Kleve=Mark	283 (8.0)	176	24	44	3	0	0	0
Geldern	36 (1.0)	17	0	0	0	0	0	0
Mörs	26 (0.7)	10	0	0	0	0	0	0
Minden	147 (4.1)	147	62	147	147	147	147	147
Tecklenburg	23 (0.6)	23	17	23	23	23	23	23
Lingen	36 (1.0)	29	34	35	36	32	33	29
Halberstadt	202 (5.7)	202	183	192	103	187	179	202
Plauescher 運河	21 (0.5)	21	21	13	13	11	11	14
Finow 運河	8 (0.2)	8	8	1	5	8	6	8
Swine 港	7 (0.1)	5	0	0	0	0	0	0
ヴェストファーレン 製塩工場	19 (0.5)	0	0	4	8	9	2	3
ポンメルンおよびマルク 製鉄工場	16 (0.4)	16	5	4	5	1	0	0
郵 便	195 (5.5)	195	195	195	195	70	0	60
Ostfriesland	12 (0.3)	12	3	12	12	12	12	12
計	3,502	2,975	2,303	1,888	1,663	1,420	1,621	1,565

R. Koser: Die preussischen Finanzen im siebenjährigen Kriege, F.B.P.G., Bd. 13, SS. 164-168より作成。単位は百の位で四捨五入した。標準額におけるカッコ内の数字は標準額合計に占める割合(%)を示す。

三九万一、〇〇〇ターラー（一一・一%）’そしてポンメルン州の三一万五、〇〇〇ターラー（八・九%）’マクデブルク州の三〇万七、〇〇〇ターラー（八・七%）の順である。いま収入源を次の三つのグループに分けてその構成比をみると、本領地（Königsberg, Littauen, Pommern, Neumark, Kurmark, Magdeburg）における直轄地収入五九・四%，飛地領（Kleve-Mark, Geldern, Mörs, Minden, Tecklenburg, Lingen, Halberstadt, Ostfriesland）のそれが二一・八%，塩・運河・港・郵便などの特権収入が一八・八%となつてゐる。さて、戦中において実際に貢納された実績額をみると、GDKの総収入は著しく減少した。とりわけ、五九年度から六二年度までの四年間は標準額の半分程度であり、最低の六〇年度は僅か一四二万ターラーしか収納できなかつた。地域別では、ロシア軍に占領されたケーニヒスベルクとリタウェン、なればにフランス軍に占領された西方の飛地ゲルデルンとメーレスは開戦一年目以降、ロシア＝スウェーデン軍の侵略をうけたポンメルン州は開戦三年目以降、同じくロシア軍の侵入を避けられなかつたノイマルク州は最後の二年間、それぞれGDKへ上納できなかつた。その他、運河・港などからあがる特権収入も著しく減退した。⁽⁵⁾ ただ、総収入のなかで大きな割合を占めるクールマルク州と、敵軍の侵入をうけなかつたマクデブルク州、および飛地のミンデン・テックレンブルク・オストフリースラントだけが戦争の七年間、通常の予算額に近い貢納を果している。以上の状況から標準予算からみた総収入（実績）の赤字総額は七年間で一、一〇〇万ターラー余りのぼり、この不足額はGDKの通常の収入の三年分に相当し、

第III-3表
戦中におけるGDKからGKKへの補給金 (単位: ターラー)

1756/57年度	1,773,448
57/58	1,773,448
58/59	1,773,448
59/60	1,773,448
60/61	1,161,573
61/62	—
62/63	—
計	8,255,365

合計一、三三四三万ターラー、このうちGKKへの補給金は最後の二年間は送付できず、全収入の六一・五%の計八二五万ターラー（第三一-3表）であつた。また、平和時にはGDKから年七〇万ターラーを国庫に納付していた上納金は、戦争の最初の年のみ、さく僅かの金額しか振込まれなかつた（第三一-1表 収入の部の第6項）。他方、GDKからは、戦前いわば当座のお金の出入り用もしくは国王の個人的消費の性格が強かつた「国王預金金庫（Königliche Dispositionskasse）」へ、戦争中は臨時的に少額が送金されている⁽⁶⁾。したがつて、GDKの収入から賄われていた宫廷費や民生費への支出額は、通常時の年一〇〇万ターラー余りの予算に対し（第二一-2表）、戦争中のあいだはかなり削減されて年平均六〇万ターラー前後であつたものと推察される（〔収入総額1,343万—GKK 補給金825万—その他80万〕+7年⁽⁷⁾）。

このような戦争によるGDK収入の急激な減少は地方レベルでの直轄地金庫収入の減少を意味し、そこから賄われていた官吏の給料や年金の支払いにも困難が生じた。一七五七年九月一四日の国王命令により、とりあえず三ヵ月間の給与および年金の支払停止が告知されたが、実際には六二年一一月までの五年間という長期にわたる次のような緊急処置が構ぜられた。つまり受給者には、現金支給の代わりに支給額より若干多い額面金額が記された「金庫証書」（Kassenschein）が交付されたのである。この証書は受取人が随意に譲渡可能な一種の国庫証券であつたが、公衆の信用が得られなかつたので支払手段としての機能はうすく、換金できたとしても品位の低い悪貨で交換されたといふ。戦時中における金庫証書の現金化率は四〇%程度、終戦後に国王預金金庫から証書の償還のために官吏手当として九二万ターラーが支給された（通常、年間の給与および年金支給総額は三三一万ターラー弱であつた）⁽⁸⁾。

なお、前に述べたGDKからGKKへ軍事支出向として調達された金額は、補給金としてGKKの会計で処理

するので、GDKからの戦費調達額には算入されない。

ところで、七年戦争下のGKKの收支内容は、依然として不明である。前節で述べたように、農村および都市における租税（コントリブーチオーンとアクチーゼ・関税）を原資とするGKKの收支実績や地域別の統計史料は、残念ながら、GDKのように揃っていない。⁽⁹⁾したがつてここでは、GKKから支出された軍事費の総額にかんし、推計を試みよう。平時におけるGKKの収入は、年平均四〇〇万ターラーであつた（前節参照）。戦争の遂行とともに租税収入は著しく減少したであろうから（G・B・フォルツによると、戦中におけるGKKの減収は一、五〇〇万ターラーを下らなかつたといふ）、⁽¹⁰⁾いまその徵収率をGDKと同じく五五%とすると、七年間で、GKKの収入額は、 $400\text{万(年収)} \times 7\text{(年間)} \times \frac{55}{100}\text{(徵収率)} = 1,540\text{万ターラーとなる}$ （年平均、一一〇万ターラーの収入である）。この見込額に、先に述べたGDKからの補給金計八一五万ターラーと、その他小金庫からの送金額約一七〇万ターラーを合わせると、戦中におけるGKKの合計金額はおよそ一、五〇〇万ターラーである。R・コーザーの推計値とも一致する⁽¹¹⁾の一、五〇〇万ターラーが、GKKから調達された戦費とみなすことができよう。

2 シュレージエン州の財政収支

シュレージエン州は、前に述べたように、そのプロイセン財政における重要な役割から、財務においては他の諸州とは異なつて、GDKにもGKKにも属さない独立の管理会計を敷いた。州内の各地域から集められた納付金は、州都ブレスラウに設置された「シュレージエン軍事金庫」（Schlesische Militärkasse）に納入され、財行政の総責任者は戦争中、シュラーブレンドルフ同州担当大臣であった。⁽¹²⁾

「七年戦争」下プロイセンの戦費財政（久保）

第III-4表
戦中におけるシュレージエン州
の収入 (単位: ターラー)

1756/57年	3,538,808
57/58	3,547,940
58/59	3,549,631
59/60	3,549,160
60/61	3,503,963
61/62	3,055,206
62/63	(推定) 3,000,000
計	23,744,708

第III-5表 1760/61年度におけるジュレージエン州の予算と決算
(単位: ターラー)

	収入の部		支出の部	
	予算	決算	予算	決算
Obersteuerkasse	2,765,131	2,666,965 (76%)	2,765,131	2,666,260
Domänenkasse	784,029	836,998 (24%)	784,029	754,107
計	3,549,160	3,503,963	3,549,160	3,420,367

戦中におけるシュレージエン

州の収入は、上表のとおりである。
七年間の戦争期間のなかではじめ
の五年間は、三五〇万ターラー台
を維持しており、これは獲得時(一
七四二／四三年度)の収入(前節、

第II-4表)より約三〇万ターラ
ーほど増加している。戦争期間の
残りの二年間は、オーストリア軍
侵入の影響を受けて減少したが、

それでも年収三〇〇万ターラーを
徴収した。プロイセンにおける
他州の収入が既述のとおり戦時中
いちじるしく減少した事実、した
がつてGDKやGKKへの納入が
平時の半額程度しか達成できなか
つた結果と比べて、このシュレージエンの戦中における収入実績は注目すべきことであろう。第III-5表は、

シュレーブランドルフから国王に提出された六〇／六一年度の予算と決算であり、予算は前年度の実績額を掲げ

である。⁽¹³⁾ 決算において、租税収入が七六%と圧倒的な割合を占め、他方、特權収入と僅少の所領しかなかつた直轄地収入とがあわせて二四%である。前者の税収から行政費等諸経費を控除したものが、ほぼ州内における軍事支出の額に匹敵し、後者の直轄地金庫に収納されたものが国庫に対する上納金（年七〇万ターラー）に相当する。そこで、シュレージエン財政においてどの程度、戦費に支出されたかについて、R・コーナーは次のように計算している。まず、州内の財政収入にもとづく軍事支出は、戦中の最初の五年間は平常どおり約一一五万ターラーであったが（前節参照）、残りの二年間の減少を考慮して、七年間の総平均額は、年二〇〇万ターラーとみる。ついで国庫上納金であるが、これは戦争中の全期間にわたつて完納されたので、七年間で四九〇万ターラーである。ただし、五六／五七年度分のうち二〇万ターラーはすでに国庫勘定に計上されている（第III-1表）、これを差引いた残りの四七〇万ターラーが他の勘定に算入されていない上納分である。ゆえに、おおむね年二〇〇万に七年を乗じて、それに上納分四七〇万を合算した計一、八〇〇万ターラーがシュレージエン州から支出された戦費であつたと推定される。⁽¹⁴⁾

もちろん、シュレージエンにおける右の年二〇〇万ターラーにのぼる軍事費は戦前から配置された正規の軍隊に対する費用であつて、そのほかに戦時中はプロイセン軍の増援部隊が駐在し、したがつてその費用がある。これらのいわば野戦上の駐留軍に対しては、ブレスラウのシュレージエン軍事金庫とは別途の「野戦軍事金庫」^(Feldkriegskasse)という特別会計が設けられ、その支出額は、第III-6表のとおり年一五〇万ターラー前後を要した。⁽¹⁵⁾ しかし同金庫の財源は、後述するイギリスからの援助金や占領地域に対する課徴金で賄われており、勘定もそこで掌握されているので二重計算を避ける観点から、シュレージエン野戦軍事金庫の支出は戦費の合計額には含まれない。五九年における収入額一五四万ターラーは、主に、ラウジツツやメーレンに対する課徴金から

第III-6表
シュレージエンにおける
野戦軍事金庫の規模
(単位: ターラー)

1758年	1,422,520
1759年	1,540,685
1760年 1月 ～61年 3月	1,180,949
1761年 4月 ～62年 3月	788,419
1762年 4月 ～63年 1月	1,493,276

第III-7表 1759年におけるシュレージエン野戦軍事金庫の支出先

(単位: ターラー)

1) An die Generalität	91,530
2) An das Feldkriegs=Commissariat und einige Generalstabs =Bediente	16,174
3) Zu Unterhaltung der Lazareths in Schlesien	201,204
4) Für die Feldbäckerei und Bediente bei den Magazins	115,332
5) Für die Bediente bei dem Proviant=Fuhrwesen	64,542
6) An Tractament für die Wagenknechte bei den Regimentern	112,436
7) An den Train d' Artillerie	43,588
8) An den Pontontrain	3,912
9) Dem Jäger Corps zu Pferde	11,636
10) Dem Jäger Corps zu FuB	17,171
11) Den Ingenieurs Officiers	2,510
12) Denen Wagen=Meisters bei Cavallerie	537
13) An Zulage für die Regiments=Feldscheers	6,744
14) An Löhnungen vor die Ueber=Completts	212,787
15) An Reparatur der Mondirung, Gewehr=Arzenei und= Hufbeschlagsgeldern	2,235
16) Zu Verpflegung der Augmentation	101,933
17) An Fleischgeldern	275,241
18) Auf Cabinets-Ordres	2,478
	計 1,304,181

廻われてゐるが、同年の支出先については細田がわかるので、これを第III-7表に掲げた。⁽¹⁶⁾

本節における以上の叙述より、国内の通常の財政システムから戦費に調達された金額をまとめると、国庫金一、七三〇万ターラー、GKK一、五〇〇万ターラー、シュレージエン州一、八〇〇万ターラーの合計六、〇三〇万ターラーである。

(1) 以下の叙述は、R.Koser: Die preussischen Finanzen im siebenjährigen Kriege, F.B.P.G., Bd.13, SS.159ff.による。

(2) プロイセン軍隊の概要について述べる。プロイセンの人口は、フリードリッヒII世が先生から王位を継承した一七四〇年当時、約二二〇万人、シュレージエン獲得によつて一一〇万人が加わり、七年戦争勃発時には四〇〇万人程度であった。国土面積は一、八六〇平方マイル（そのうちシュレージエン州が六七一平方マイル）、軍人數は継承時に約八万人強（うち外国人傭兵二万六、〇〇〇人）、七年戦争中は戦死・脱走・捕虜等によつて変動したが、平均一五六万人で、外国人傭兵が半分以上を占めたといわれる。開戦前、歩兵は四八連隊、守備兵の一三連隊で八万七、〇〇〇名、騎兵は甲騎兵一一、竜騎兵一一、軽騎兵八連隊の約三万名、これに砲兵隊が加わり、通常、シュレージエンに軍隊の三分の一が駐屯した。軍隊制度は、プロイセン独自の徴兵区制、休暇制、登録制を中心とするいわゆるカントン制度を敷き、ベルリンに士官学校（一七一七年創設）をもつ、将校の大部分は貴族出身、軍人の階級は上位がFeldmarschall, General, Generallieutenant, Generalmajor, Major od. Lieutenantcolonel, Feldherrの順で、軍役を免除された者は都市市民、職人およびシュレージエンの山岳住民のみ。退役軍人は年金を受けることなく、間接税徵収官・各種専売役人あるいは植民に従事した者もいた。軍人の士気のランクは上からブランデンブルクとポンメルン、マクデブルクとハルバーシュタット、シュレージエンで、東プロイセンが最下位であったという。

兵器工場としては、古くからあるJungfernheide（ベルリン近郊）火薬工場（一七一七年）、シュパンダウとポツ

ダムの主に小銃生産工場（一七一一年、Splitgerber u. Daum が経営、年間生産量一万—一万五千丁）、ベルリンの大砲工場、Zehnderick の溶鉱炉、Neustadt-Eberswalde の鋸工場（Splitgerber u. Daum 繼承）、ムルノーフィア・トロジはブレベハウス大砲工場（一七四二年）があり、H.II年から製鐵工場（Malapane, Kreuzburg, Gottow, Torgelow, Vietz）が生産を開始した。兵器の輸入は、品質の良い鉄砲や大砲はスウェーデンから、小銃はリエージュ、拳銃はゾーリンゲン、火薬はオランダとイギリスから、主に Splitgerber u. Daum 製品を廻して購入した（以上 W.Hubatsch: *Friedrich der Grosse und die preussische Verwaltung*, Köln und Berlin 1973; C. Duffy, A.a.O.; 阪口修平「プロイセン絶対主義期における軍隊と社会制度——カハーネ制度を通して——」豊田・柏松編『国家的統合過程の様相』、南窓社、一九八三年参照）。

(3) 支出の部の第4項に記されてゐる Splitgerber は、ベルリンを中心に戦需生産や物資調達を請負い、あることは金融業をも営んだ当時のプロイセンにおける大手の商公である。七年戦争中の特筆すべき事項としては、後述するイギリスからの援助金の受取業務に携わったり、敵軍によるベルリンの一時的包囲や占領のとき、免焼金の徴収支払いを行った。また、戦時財政における執事の役割を果した軍事主計官 F.G. ケッペルらの個人的親交のあつた間柄であった。当商公の発展史にかんしては、W.O.Henderson: *Studies in the Economic Policy of Frederick the Great*, 1963; 肥前栄一「前掲書、参照。

(4) ついで年度の替る時期について触れておく。当時の財政年度は、Trinität やなわちキリスト復活後五十日、聖靈がくだつて教会が誕生した記念日の聖靈降臨祭（ペントコステ）後の最初の田畠を基準にしており、現在の暦では六、七月に当たる。

(5) ついで、七年戦争によるプロイセンの戦禍状況について把握しておきたい。戦争期間中の人口の減少は左表から推計であるよ／＼に本領地で約三三三万人、軍人戦死者は一五万人、死者のなかには五八年のコリーン敗戦前後に国王の母ゾフィー・ル・ロテア、長姉ヴィルヘルミーネ、作戦上の失敗を咎められた弟アウグスト、大臣フィーレック、六〇年にハッピ、カツテ、六一年にブルーメンタール、六一年にボーデンの各大臣クラスが含まれた。断片的ではあるが、各地の被災状況を見てもよく、ポンメルン州とハイマルク州はロシアおよびポーランド軍によりしばしば攻撃をう

け、二州で家屋の破壊は三、〇〇〇件、ノイマルクの家畜は全滅に近く、Kolberg, Küstrin, Driesen の三都市は全壊、Schievelbein, Draveberg, Sternberg 市は激しい損害を受け、貴族の負債は一一六万ターラーにのぼった。ブランデンブルク州は、先述した各地の軍需工場が破壊もしくは占拠され、首都ベルリンは一五〇万ターラーの免焼金を支払って破壊を免れたものの、市民の三分の一は困窮、三万人が救済を求め、被災総額は六〇〇万ターラーといわれる。シュレージエン州は数回の激しい戦闘とマリア・テレジア軍の略奪をうけたが、都市家屋三、〇〇〇、農村において家屋三、三一一、穀倉二、一二五、家畜納屋三、五〇〇件が破壊され、また前述の兵器工場が打撃を受け、織工の減少は一二%、ただ山岳地帯に散在する亞麻・毛織物産業にはそれほど大きな被害はなかつた。戦禍をほとんど受けなかつたのは、敵軍の侵入をうけなかつたマクデブルク州のみであった。

七年戦争の各戦闘におけるプロイセン兵士の動員数と戦死者数を参考までに一〇四頁に一覧して掲げる。

戦争による産業への影響は、大略、以下のとおりである。織維産業において、シュレージエンでは薄手毛織物・亞麻布の生産はかなり大きな被害をこうむつたが、山岳地方に散在した毛織物の生産と輸出量は次頁で示されていよう、大幅な減少はみられなかつた。西部の飛地領における工業は著しく減少、たとえばクレーフェでは亞麻布

プロイセンの各州における人口
と戦争による減少
(ただし、飛地領をのぞく)

クールマルク	{ 1756 576,324 (18.3) 63 519,331 ----- - 56,993
ノイマルク	{ 1756 213,467 (6.8) 62 156,439 ----- - 57,028
ポンメルン	{ 1756 369,634 (11.7) 62 297,418 ----- - 72,216
オストプロイセン	{ 1754 611,633 (9.4) 59 521,223 ----- - 90,410
マクデブルク	{ 1756 221,730 (7.0) 64 214,544 ----- - 7,186
シュレージエン	{ 1756 1,162,355 (36.8) 63 1,116,267 ----- - 46,088

(カッコ内は56年当時の合計数3,155,143人に対する割合%) R. Koser; Zur Bevölkerungsstatistik des preussischen Staates von 1756-1786, F.B.P.G., Bd. 16 (1903), SS. 239-240.

戦時中のシュテッ
ティン港における
亜麻布の輸出量
(単位: 反, Stück)

1756年	3,448
1757	2,823
1758	148
1759	810
1760	—
1761	532
1762	1,970
1763	1,099

(出所) L. Beutin, A.
a. O., S. 228.

戦時中のシュレージエンにお
ける毛織物の生産と輸出

(単位=反, Stück)

	生産	輸出
1755/56年度	85,452	58,102
56/57	81,406	71,999
57/58	70,362	53,105
58/59	77,161	61,425
59/60	67,215	56,238
60/61	66,285	48,949
61/62	62,988	43,585
62/63	62,281	53,333
63/64	67,698	49,145

(出所) L. Beutin : Die Wirkungen des Siebenjährigen Krieges auf die Volkswirtschaft in Preussen, Vierteljahrsschrift für Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte, Bd. 26 (1933), S. 227.

が一、八四九反(五六／五七年度)から一、六五九反(六三／六四年度)に、捺染布地は五、三九五反から四、七八四反に減少した。オストゼーの沿岸取引は、スウェーデン軍による封鎖のために大幅に縮少し、たとえばプロイセンにおける主要な貿易都市シュテッティンにおける穀物輸入量は五六年の二万五、四〇五ヴィスピエル(＝一ヴィスピエルは約一、〇〇〇キログラムに相当)から五七年の一、五九三、五八年の三一八ヴィスピエルへと急激に減少した。また同市における亜麻布の輸出量も、上表のとおり激減している。葡萄酒や植民地商品の輸入も減少したが、ただタバコの輸入だけは五五年の四、三八四ツエントナー(＝ツエントナーは五〇キログラム)から五九年の八、二三九ツエントナーに増加した。戦争によつて、プロイセンの海運業も大きな損害をうけたにちがいない。一〇五頁の表は、戦時中においてズント海峡を通航したプロイセンの停泊船の数を示しているが、オストフリースラントおよびシュテッティンいづれも大幅に減少している。ただ、オストプロイセンの港は、ロシア軍の占領下において中立的立場をとつたので、停泊船の数は減少しなかつた。同様のことは、戦時中のプロイセンにおける港を出入りした船舶の数をみてもわかる(以上、主に L. Beutin: Die

各戦闘におけるプロイセン兵士の動員数
(カッコ内の数字は連隊もしくは中隊数)

	歩 兵	騎 兵	砲 兵	計	戦死者
Lobositz 1756.10.1.	18,000 (25)	10,800 (59)	97	29,000	2,906
Prague 1756.3.6.	47,000 (66)	17,000 (113)	214	65,000	14,300
Kolin 1757.6.18.	17-18,000 (32)	14,000 (116)	88	32,000	13,768
Gross-Jägersdorf 1757.8.30.	17,000 (22)	8,200 (50)	55	25,600	4,520
Rossbach 1757.11.5.	16,600 (27)	5,400 (45)	79	22,000	548
Breslau 1757.11.22.	19,000 (39½)	8,000 (101)	80	28,000	6,350
Leuthen 1757.12.5.	21,000 (48)	11,000 (129)	167	33,000	11,589
Zorndorf 1758.8.25.	25,000 (38)	10,500 (83)	193	36,000	12,797
Hochkirch 1758.10.14.	20,000 (35)	10,000 (73)	200	31,000	9,097
Kay 1759.7.23.	19,600	7,800	56	28,000	8,300
Kunersdorf 1759.8.12.	36,900 (53)	13,000 (95)	140	50,900	19,100
Liegnitz 1760.8.15.	(36)	(78)	74	30,000	3,394
Torgau 1760.11.3.	35,000	13,500	309	50,000	16,670

(出所) C. Duffy; *The Army of Frederick the Great*, London, 1974, p. 234-5

Wirkungen des Siebenjährigen Krieges auf die
Volkswirtschaft in
Preussen, Vierjahrs-
chrift für Sozial- und
Wirtschaftsgeschichte, Bd.
26(1933) № 4 № 8)。

(6) ○・ヒンツヒンヒルヘルゼ、
國H預金金庫は、ぬるぬる
は進軍の屯立でに準備され
た、Hofstaatsrentmeister
Buchholtz が別名「小金庫」
(Kleine Tresor)と名付け
たもの。戦前は、前館でのべ
たゞらべ、國庫金の日常の
出し入れ用に設置されたが、
戦争中は緊急の軍事費支払
(たとえば、五六／五七年
度の支出の四一萬ターラー
はショノージィエンの軍兵
糧用に、五八／五九年度に
おいては一四万ガ軍隊の穀

戦時中のプロイセンにおけるズント海峡経由の停泊船数

	オストフリースラント	シュテッティン	オストプロイセン
1755年	156	119	24
56	132	117	43
57	15	78	48
58	8	29	45
59	2	9	58
60	2	3	72
61	—	1	59
62	—	7	52
63	14	37	70
64	66	55	85

(出所) L. Beutin: A. a. O., S. 229.

戦時中のプロイセンにおける入出港船舶数

	出 港		入 港			
	シュテッティン	ポンメルンにおけるその他の港	オストプロイセン	シュテッティン	ポンメルンにおけるその他の港	オストプロイセン
1755年	158	83	264	81	19	100
56	147	84	271	102	15	106
57	89	54	178	46	12	53
58	93	39	238	38	11	128
59	115	32	233	42	5	99
60	78	43	334	50	9	177
61	92	35	342	77	9	136
62	103	35	302	83	26	149
63	131	36	436	103	30	165

(出所) L. Beutin, A. a. O., S. 229.

戦争中における
国王預金庫の收支

(単位: ターラー)

	収入	支出
1755/56年度	851,452	823,247
56/57	441,454	437,913
57/58	689,724	329,210
58/59	702,142	530,489
59/60	416,003	245,788
60/61	504,898	92,626
61/62	518,228	220,663

倉費用、一〇万ターラーがロシア軍への免焼金代金)や国王から恩賜金(五七／五八年度の支出の大半はキュストリン市被災見舞、五八／五九年度のボンメルン等族への補助、六〇／六一年度の貧民救濟その他寡婦への下賜)の出納に使用された。同金庫の資金は、戦前はGDKに振込まれるべく一部の上納金(たとえば森林売却益やオストフリースラント収納金が廻わたが、戦中においては敵国占領による免焼金や貨幣鑄造益金の一部がその原資となつた。戦争中の同金庫の管理者はケッペン主計官、終戦時の残高は約三二万ターラードであった。いづれにしても、同金庫は戦後にプロイセン経済の発展を反映して急速に拡大するけれども、七年戦争前半まではプロイセン国家財政において重要な地位を示せなかつた)である(R.Koser, A.a.O., Heft.2, SS.1-7; Otto Hintze: Friedrich der Große nach dem Siebenjährigen Kriege und das Politische Testament von 1768, F.B.P.G., Bd. 32, S.39)。

- (7) 次上 R.Koser, A.a.O., SS.163-169.
- (8) A.F.Riedel, A.a.O., SS.91f; R.Koser, A.a.O., SS.332ff.
- (9) ローテルの著書の卷末に載せられた歳のNO 14と15におけるヘーネムカムリ主計官(一七四〇-一七八年)のGDKの収入総額が各年度毎に記されているが、その数値については正確でないものに疑われる。どうやら算出の基礎となつてゐる名帳田の金額に関する史料などは未だ見つかりず、算上の操作によつて出された仮想の数値であると断へねばならない。
- (10) G.B.Volz: Die finanzielle Kriegsrüstung Friedrichs des Großen, Deutsche Rundschau, 1916, S.103.
- (11) R.Koser, A.a.O., S.370.
- (12) Märker Ernst Wilhelm Freiherr von Schlabendorff は、ノルトホーフのKammerdirektor フランクフルト

クの Kammerpräsident ルートの行政手腕がかわれ、一七五六年、短命三十七歳のショーライヒ州担当大臣に抜擢され、回職の在任期間は五六年から七〇年までの一五年間の長さにわたった。七年戦争中にねむるショーライヒへの統轄の貢績を讃えられて、戦後、国王から五万ターラーの報賞金を受けたと云われてゐる (Ebd., S.175; W. Hubatsch, A.a.O., S.79)°。

(13) R.Koser, A.a.O., SS.175ff.

(14) Ebd., S.370.

(15) ショーライヒにおける野戦軍隊の統轄には、Das schlesische Feldkriegskommissariat があたり、該軍隊の糧食、絆料、穀物などにかんする財政管理の責任者は Philipp V. Beggerow (K.O.母國田大田がひさ V. Reck)，これにブレスラウとグロガウ地域担当のカーマー二名が補佐した (Ebd., S.181)°。

(16) Ebd., SS.181f. のようなショーライヒにおける野戦軍隊の管理方法は、ボンメルンにおいても同様に採用された。ボンメルンは、オストプロセイヒに配備されたレーゲアルト将軍の率いる部隊がロシア軍の攻撃をうけてボンメルンに撤退し、そのぶん軍事費はかかへだ。通常のボンメルンにおける軍事費は年間一〇〇万から一五〇万ターラーであったが、部隊の合体による軍費の增加分は、主として、メクレンブルクに対する課徴金(約四〇〇万ターラー)で賄われたようである (Ebd., SS.184-7)°。

IV 戰費の捺出手段

1 占領地域に対する課徵

物資ならびに兵士を補給する兎地から、まずオーストリアと軍事同盟を結んでいた隣国のザクセンを占領して、作戦上この戦争を有利に展開しようと図つたプロイセンは、五六年八月末に国王自ら主力軍隊を率いてザクセンに進軍し、先制攻撃をおこなつた。そして、ロボジツツでの戦勝を経て、一〇月にザクセン軍を降伏させ、以後終戦までのあいだ、プロイセンはザクセン王国の大半を占領し統制下においたのである。ザクセン王国の中央からやや北方（プランデンブルク側）のエルベ河沿いにあるトルガウ市に占領軍の本部（Feldkriegsdirektorium）を、ベーメン側のドノースデン市に支部（Feldkriegskommissariat）をおも、総責任者にはボルケ大臣が起用された。⁽¹⁾

本部のプロイセン官僚は占領後すぐに貢納額についての算定作業に取組み、その結果、占領以前にザクセン政府に納めていた言わばザクセンにおける正規の貢納額（Kontribution）を年間五〇〇万ターラーと評価し、五六九年末より徵収を開始した。この正規の貢納と臨時徵求や免焼金を加え、ザクセン王国からプロイセンが実際に徵収した各年における課徵金は、第IV-1表で示される⁽²⁾。合計金額は実に約四、八一一万ターラーに達し、年平均七〇〇万ターラーの徵収となつた。とくに六一年を頂点とする戦争後半の三年間における課徵が顕著である。先のプロイセン側の評価額であつた年五〇〇万ターラーの正規の租税徵収は二年目の五八年に達成され、この年における月別の徵収実績は第IV-2表のとおりである。前年（五七年）に比べ一〇〇万ターラー近くの増収しえた⁽³⁾。

第IV-1表 1756~63年 ザクセンに対する課徴金

(単位: ターラー)

年	課徴金	正規の貢納金	追加徵求金	ライプツィヒ およびラウジ ツ免焼金	合計 (%)
1756年(9月末から)	1,004,912	739,983	—	—	1,744,895 (3.6)
1757年	3,094,691	521,825	—	—	3,616,516 (7.5)
1758年	4,944,790	1,648,659	—	—	6,593,449 (13.7)
1759年	3,489,020	195,030	—	—	3,684,050 (7.6)
1760年(10月まで)		5,770,918	—	—	5,770,918 (12.0)
1761年 (60年11月~61年12月)		9,359,869	1,288,000	—	10,647,869 (22.1)
1762年		7,031,752	1,629,050	—	8,660,802 (18.0)
1763年		5,994,185	1,400,000	—	7,394,185 (15.5)
			総計		48,112,680

第IV-2表
1758年におけるザク
センからの正規の月
別貢納実績

(単位: ターラー)

1月	336,962
2月	488,252
3月	226,163
4月	571,997
5月	407,859
6月	391,457
7月	736,870
8月	449,424
9月	176,259
10月	374,397
11月	374,479
12月	410,661
計	4,944,790

理由は、カーマーおよび等族に對して一二〇万、騎士団に對して五〇万、ドレースデン市に對する二四万ターラーの強制課徴によるものであつた。一方、同年中の追加徵求一六五万ターラーの内訳は、ライプツィヒ市から五〇万、ザクセン鑄貨より四〇万、馬糧税として三五万ターラー等である。戦中におけるこの追加徵求の対象は、右のほかに家畜や木材に對する臨時課税、戦闘地域における軍税、あるいは穀物を主とする現物拠出など、その年々によつて異なつた。五九年から六〇年にかけてザクセンはプロイセン軍とオーストリア軍との激しい戦闘にみまわれたが、プロイセンはここで費消された多額の戦費をとり返すために、国王の指示にしたがつて六〇年一一月二〇日、次年に對するザクセン徵求計画を作成した(第IV-3表)⁽⁴⁾。この計画表によれば、地税、人税、畜税、物品税、免焼金など多岐にわたるが、そのなかで徵求

第IV-3表 1761年のザクセンに対する徵求計画
(単位: 1万ターラー)

[正規および追加徵求]	金額 (%)
1. 土地税	438 (36.5)
2. 管区カーマーに対して	30 (2.5)
3. 農村アクチーゼ	15 (1.3)
4. 都市および一般アクチーゼ	40 (3.3)
5. 等族に対して	150 (12.5)
6. ライプツィヒをのぞく都市免焼金	180 (15.0)
7. 御料地ならびに森林税	20 (1.7)
8. 飲料税	15 (1.3)
9. 徵兵免除税	135 (11.3)
10. 下僕税	45 (3.8)
11. 馬税	75 (6.3)
	小計 1,143 (95.3)
[新規占領地域徵求]	
12. Anhalt = Bernburg	10 (0.8)
13. Anhalt = Zerbst	12 (1.0)
14. Reussische Land	10 (0.8)
15. Schwarzburgische Lande	15 (1.3)
16. Nordhausen	5 (0.4)
17. Duderstadt	5 (0.4)
	小計 57 (4.7)
	合計 1,200(100.0)
その他	
[免焼金]	
18. ライプツィヒ	200
19. ニーダーラウジツ	20

免除税は一万三、五〇〇名の対象者に対して一人当たり一〇〇ターラー、下僕税は九、〇〇〇名に対して一人当たり五〇ターラー、馬税は一万五、〇〇〇頭に対して一頭当たり五〇ターラーの税率であった。ライプツィヒ市およびニーダーラウジツ地方に対する免焼金(二三〇万ターラー)ならびに新規占領地域に対する課税(五七万ターラー)を含め、六一年のザクセンに対する徵求見積額は一、四〇〇万ターラー余、これはザクセンにとつては占領

前の平常時における貢納額のなんと三倍という厳しい課徵要求であった。この徵求計画に対して実際に徵収できた金額は第IV-1表でみたように約一、〇六五万ターラーで、見込みより下まわったものの戦争期間中において最も多い徵収額であった。見積り額に対する徵求達成率は七五%である。六二年の予算においては、正規および追加徵求を前年の実績や戦況に照らして計

七二八万七、〇〇〇ターラーに削減し、その代り新規占領地域に対して五一六万三、〇〇〇ターラーの課徴、免焼金は前年同様の見積りを立てて合計一、四六五万ターラーの徵求計画(六二年一月一〇日に国王にその計画表を提出)をたてたが、新規占領予定地の見込みちがいから徵収は伸びず、課徴合計は八六六万ターラーにとどまり、徵求達成率は五九%であつた。⁽⁵⁾終戦の六三年においては、平和条約締結による停戦命令までの短期間に、ライプツィヒ市に対する免焼金一四〇万ターラーを含め、合計七三九万ターラーを徵収した。

以上、占領地ザクセンに対する課徴は、初めにのべたように、一七五六年から六三年まで合計四、八一一万ターラーであつた。これから行政事務費を控除して、R・コーザーによるとおおよそ四、八〇〇万ターラーが戦費として利用されたと考えられる。

なお、右のザクセンにおける占領地徵求のほかに、ポンメルン州野戦本部によつて調達されたメクレンブルク・シュヴェリーンおよびスウェーデン領ポンメルンの占領にともなう課徴金がある。前者に対しては五八／五九年度に九七万、六一年に一〇〇万、六二年に二三〇万の計四二七万、後者に対しては五八／五九年度の三〇万、六年と六二年の三八万の計六八万、以上の両者を合わせて合計四九五万ターラーを徵収した。⁽⁶⁾したがつてプロイセンによる占領地域に対する課徴は、これらを総計すると五、二九五万ターラーにのぼつたのである。

2 イギリスからの援助金

一七五六年一月のウェストミンスター条約にもとづき、プロイセンと軍事同盟を締結していたイギリスは、プロイセンの西側で隣接するハノーファ領を防衛する必要から五万人の軍隊と数隻のフリゲート艦をドイツに派遣

第IV-4表
イギリス援助金によるプロイセン貨幣鑄造額 (単位: ターラー)

1758年 (第一回)	5,300,000
1759年 (第二回)	5,300,000
1760年 (第三回)	6,312,432
1761年 (第四回)	10,738,192
計	27,650,624

するとともに、プロイセンに軍事協力を依頼、その代償として援助金を供与した。とくに援助金にかんする協定は、五七年以来、イギリスのピット内閣とプロイセンのロンドン駐在大使クニッブハウゼン、ならびにプロイセン国王とイギリスの全権大使J・ヨークとのあいだで交渉が行われ、五八年四月一一日に成立した。⁽⁷⁾しかしイギリスは、ピット内閣の解散（六一年一〇月）後、六二年一月の対スペインとの開戦による財政負担や、ロシアのピヨートル三世即位にともなうロシア＝プロイセン両国の和解を嫌つて、六二年四月三〇日、イギリスはプロイセンに対する軍事援助金を一方的に停止した。したがつて援助金は五八年から六一年までの四回にわたり、六年七万ポンド・スターリング、送金手数料三、六八三ポンド $\frac{1}{2}$ を差引きして、銀貨で二〇万ポンド、金塊で二三万六〇ポンド $\frac{1}{2}$ が送付され、受取業務はプロイセンのシュプリットゲルバー＝ダウム商会とシックラー社が代行した。⁽⁸⁾これらの金銀でプロイセンのターラー貨を鋳造して収益を増し、その結果、プロイセン政府が取得した貨幣額は上表のとおり、合計、四回の送金で二、七六五万ターラーに達した。⁽⁹⁾

3 貨幣の改鑄政策

プロイセン絶対王政において戦費を捻出する最後の手段は、貨幣の改鑄政策であった。ソルジャーの賃給の改鑄とは、通貨である金属貨幣の製造改鑄における価値の低い金属のおせがねをし、金・銀の量を減らして貨幣の品位を貶すこと、つまり悪貨を铸造するにあつた。そして、通貨における貴金属含有量の減少は、名目価値と実質価値の差額分だけ貨幣の铸造量を増加せらるといふのがやうのど、悪貨の铸造は財政収入の調達政策と密接に関連した。

従来プロイセンでは、主に銀を標準とする金属貨幣を通貨として使用してきたが、一七五〇年五月一日の鉄

第IV-5表 ベルリン造幣所における貨幣铸造額

(1755.11.1.~58.12.31.)

種類	年		1755 11月と12月 Rtlr.		1756 Rtlr.		1757 Gr.		1758 Rtlr.		計 Gr.	
Friedrichsdor			—	—	?	—	?	—	73,725	—	?	—
$\frac{1}{3}$ Taler			6,484	8	250,727	—	162,373	—	—	419,584	8	
$\frac{1}{6}$ Taler			—	—	47,055	12	—	—	—	47,055	12	
Gutegrosschen			77,495	15	609,866	10	675,009	17	20,636	18	1,383,008	12
6 Pfennigstücke			45,592	8 $\frac{1}{2}$	85,692	22	—	—	—	—	131,285	6 $\frac{1}{2}$
Tympfe			—	—	—	—	—	—	2,280,433	10	2,280,433	10
Szoskate			—	—	80,024	—	476,389	16	451,639	16	1,008,053	8
計			131,572	7 $\frac{1}{2}$	1,073,365	20	1,313,772	9	2,752,709	20	5,269,420	8 $\frac{1}{2}$

貨令 (Münzdekret) に従つて、銀貨については純銀一マルクから一圓ターラー、金貨については純金一マルクから一九三ターラー〔グロッシェン五アーヴニッヒを製造する、いわゆる「グラウマン鑄貨率」(Graumannschen Münzfuß)〕⁽¹⁰⁾を採用していった。造幣所はベルリンをはじめ主要都市に由、六カ所、鑄造せられたの打幣をいたゞくアムステルダム地金市場と密接な商取引を展開していく Ephraim, Hertz Moses Bumpertz, Moses Isaac, Daniel Itzig 等と、造幣権をもつ国王が綜合契約および各造幣所⁽¹¹⁾とに個別契約を結んで請負させた。流通貨幣の種類は主に、金貨のフリードリッヒ金貨、銀貨の三分の一ターラー銀貨、六分の一ターラー銀貨、一一分の一ターラー銀貨、補助貨幣として Groschen, Pfennig, Tympe, Szostake などがある。誠に、ベルリン造幣所において製造された⁽¹¹⁾鋳貨の種類とその铸造額を、第IV—5表に示しておくる。

プロイセン政府による貨幣品位の低下政策は、大々的には、プロイセン軍がコリーンの敗戦で損害を受けた五七年より、その第一歩を踏み出した。すなわち、同年一一月、国王は六〇万ターラー捻出の必要から、王宮に所蔵の銀塊をグラウマン率よりも低い铸造率で铸造する⁽¹²⁾ことを命じ、当初予定した一八ターラー率(銀一マルクから一八ターラー铸造する基準)ではなくて結局、一一ターラー率で铸造し、所期の収入目的を達成した。翌五八年四月より、プロイセンの三分の一ターラー貨は一〇ターラー率、六分の一ターラー貨は五九年に一〇、六年に三〇ターラー率、クロッシェン貨は六〇年に一〇～四七ターラー率と次第にその品位を下げていった。他方、プロイセン金貨は右述の銀貨ほど量産を貶めなかつたが、五八年一二月一六日の国王命令にもとづいて、グラウマン率よりも低い純金一マルクあたり一七三ターラー一九クロッシェン三アーヴニッヒに変更するとともに、低品位の新しい金貨 Mittelfriedrichsdor & Neue Augustdor を発行した。戦争期間中におけるプロイセン貨幣の平均铸造率は、総じて、純銀一マルクあたりおよよよ一〇ターラーであつたという。以上のプロイセン国内における流通を

目的とした貨幣の鋳造は、品位を著しく貶したとしても、占領地域で実施した鋳貨率から比べればまだ良かつた。悪貨はプロイセン軍が侵入した各占領地で大規模に鋳造され、そこからプロイセン財政は莫大な鋳造利益を享受したのである。とりわけザクセンでは、ユダヤ人金融業者の

Ephraim und Söhne がプロイセン政府の委託をうけて、主にライプツィヒおよびドレースデン造幣所でザクセン通貨を鋳造した。同国で製造された貨幣は種類が多く、しかもその種類によって鋳拙率も異なるので、細目は割愛せざるをえない。概して、五七年の一八ないし一九ターラー率から次第に率を引き上げ、六〇年には三〇、六一年には五〇ターラー率以上

第IV-6表
戦時中における
プロイセン鋳貨の品位

(1) 金 貨

	1枚当たりの金の含有量(g)
Alte Friedrichsdor	6.055
Mittelfriedrichsdor	
1755年	4.269
1756年	4.272
1757年	4.127
Neue Augustdor	
1761年まで	3.062
1761年から	2.128

(2) Dritteltaler

プロイセン

(a) プロイセン極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1757年	14	12	5 $\frac{1}{3}$
	19	20	8 $\frac{3}{4}$
1758年	20	3	4 $\frac{3}{4}$
1759年	20	4	5
	20	12	3 $\frac{3}{4}$

(b) クールザクセン極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1760年	31	1	3
	31	22	3
1761年	30	19	2 $\frac{1}{2}$
	54	19	10 $\frac{1}{3}$

(c) ベルンブルク極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1758年より	19	16	3 $\frac{3}{4}$
	45	8	5

メクレンブルク=シュヴェーリン

	RHr.	Gr.	Pf.
1758年	16	12	—
1759年	21	8	—
1760年	33	—	—
1762年	36	—	—
1763年	40 u. 50	—	—

スウェーディッシュ=ポンメルン

	RHr.	Gr.	Pf.
1759年	19	2	0
1760年	20	20	0
	31	17	8 $\frac{1}{2}$
1761年	33	8	0
	46	7	6

(3) Sechsteltaler

プロイセン

(a) プロイセン極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1759年	20	5	5½
1760年	30	0	0

(b) ベルンブルク極印貨

	1758年	19	13	2
		40	0	0
	1759年	19	21	8

メクレンブルク=シュヴェーリン

RHr. Gr. Pf.

1759年	25	1	½
1760年	30	19	2½

スウェーディッシュ=ポンメルン

RHr. Gr. Pf.

1758年	17	21	4½
1761年	37	8	0
	42	19	8½

(4) Zwölfettaler

(a) プロイセン極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1759年	18	8	—
1760年	30	—	—

(b) ザクセン極印貨

1761/62年 42 3 1½

(5) Groschen ($\frac{1}{24}$ Taler)

プロイセン

(a) プロイセン極印貨

	RHr.	Gr.	Pf.
1759年	19	18	0
1760年	30	0	0
	47	10	8

(b) クールザクセン極印貨

	1757年	15	0
		19	13
	1760年	33	11
	1761年	47	0

スウェーディッシュ=ポンメルン

RHr. Gr. Pf.

1761年 36 0 2½

ヒルトブルクハウゼン

RHr. Gr. Pf.

1761年 41 7 8½
44 7 4½₁₃

(6) Sechspfennigsstücke ($\frac{1}{48}$ Taler)

プロイセン

(a) プロイセン極印貨

	1760年まで RHr.	Gr.	Pf.
1760年まで	20	17	0
1760年から	30	0	0

(b) ザクセン極印貨

1757年 15 14 4½

1761年 46 19 6

インハルトベルンベルク

RHr. Gr. Pf.
1760年 28 8 11

(7) Tympfe

プロイセン

(a) プロイセン極印貨

	1757年 RHr.	Gr.
1759年	16	—
1759年	19	—

(b) ザクセン極印貨

1759年 19 18

1760年 30 —

1761年 40 —

に達している（第IV-6表を照⁽¹³⁾）。このようにプロイセン流通貨幣に対する鑄貨率よりもはるかに品位の劣る悪貨の铸造は、右表から察知できるように、ザクセン以外の占領地においても、またポーランドのような造幣所のない諸邦においても、プロイセンの強硬な貨幣政策のもとに実施されたのである。

さて、戦中における金・銀の量目を減らした悪貨の铸造はプロイセン財政にとって、どの程度の収益をもたら

したのであろうか。R・コーヴーは、中央預金基金の勘定や铸造業者の請負契約などの記録から分析して上表のごとき铸造利益を算出しており、これから諸雜費を考慮しても、プロイセン財政に繰りこまれた改鑄による収益は、合計すくなくとも一、九〇〇万ターラーを下回ることはなかつたと判断している。⁽¹⁴⁾

ところで、このような戦時中におけるプロイセンの貨幣に対する悪鑄政策は、一方では財政に大幅な収益をもたらしたけれども、他

方では当然、通貨量の膨張による物価の上昇という経済に対する危害もまた大きかつた。「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則どおり、プロイセンでは良質の旧通貨が市場から消え、ザクセン貨などの品位の劣る外國貨幣が国内に流入した。六一年の国王命令は、この悪貨流入の現象を阻止するため、租税の支払いにおいてザクセン貨の使用を禁止したが、焼石に水であった。戦争末期から終戦直後にかけて本位貨幣の全般的不足や為替相場の下落現象が発生し、穀物価格の急騰、土地投機、貴族および商工業者の破産などが頻繁にみられた。国内に流通している戦時貨幣やザクセン貨幣に対しては、割増金をつけさせて貨幣としての機能を正当化しようとしたけれども、物価騰貴による貨幣経済の混乱はおさまらなかつた。⁽¹⁵⁾ プロイセン絶対王政は、終戦の兆しがみえた

第IV-8表 七年戦争における
プロイセンの戦費調達
(単位: 1万ターラー)

	(%)
(A) 国庫金	1,730 (10.2)
(B) G K K	2,500 (14.8)
(C) シュレージエン	1,800 (10.6)
小計	6,030 (35.6)
(D) 占領地域課徴金	5,295 (31.3)
(E) イギリス援助金	2,700 (15.9)
(F) 貨幣鋳造収益	2,900 (17.1)
合計	16,925

六二年一二月に铸貨率を一九 $\frac{3}{4}$ ターラー率に変更、終戦後の六四年三月二九日「铸貨令」を發布して戦前のグラウマン率(一四ターラー率)に復帰し、貨幣価値の正常化に向けてデフレ政策を断行した。戦後のプロイセン経済を襲つた恐慌と体制危機の発生は、戦争中、戦費調達のために強硬に実施された貨幣改悪铸政策の所産である。

以上の分析から、七年戦争におけるプロイセンの戦費調達を総括すると、その金額と割合は(A)国庫金一、七三〇万ターラー(一〇・一%)、(B)中央軍事金庫二、五〇〇万ターラー(一四・八%)、(C)シュレージエン収入一、八〇〇万ターラー(一〇・六%)で、国内財政からの調達額は合計六、〇三〇万ターラー(三五・六%)である。これに、ザクセン課徴金の四、八〇〇万ターラーとメクレンブルクおよびスウェーデン領ポンメルンからの課徴金四九五万ターラーの占領地徴収は合計五、二九五万ターラー(三一・三%)、イギリスからの援助金二、七〇〇万ターラー(一五・九%)、貨幣鋳造利益二、九〇〇万ターラー(一七・一%)が加わり、調達額は総計一億六、九二五万ターラーであった(第IV-8表)。

なお、終戦時には中央預金基金に約二、八〇〇万ターラー、その他小金庫に二〇〇万ターラーの残金があつたので、七年戦争におけるプロイセンの戦争費用は一億三、九〇〇万ターラーであつたと推計される。⁽¹⁶⁾

- (一) 田舎ハメルンの貴族王族の Friedrich Wilhelm v. Borcke や総理大臣の Bismarck の名前は、本部は田舎の参謀 (Geheimfinanzrat F.Deutsch, Kriegsrat J.F.Fiedler, G.E.Magus, E.G.Cautius) と田舎の事務官 (秘書、文書、帳簿など) がいた。田舎 (金庫) 業務は Kriegsrat u. Kriegszahlmeister Westphalen や田舎の外請相手の権威がある、シーベルクノイエの管理責任者としての職務取扱いにて Deutsch、田舎の翰林 J.C.Zinnow, G.D.Flesche, K.O.Plesmann 等が派遣された (R.Koser, A.a.O.,SS.188f.)。
- (2) Ebd.,S.217.
- (3) Ebd.,S.200f.
- (4) Ebd.,SS.207-210. たゞ、ザクセンにかんしては、松屋賀成「十八世紀後半のザクセンにおける特權都市と農村工業」(高橋幸平監・古島敏雄編『近代化の経済的基礎』、卯波書店、一九六八年)、同「十八世紀末・十九世紀初のザクセンにおける租税地主」(『國立大学経済学系雑誌』第一期川・四取、第四卷1号) をはじめ、松屋賀成による数々の秀れた論稿を参照されたい。
- (5) 徴求のなかには、此十の食料や騎馬の銅銭などの現物拠出が組まれた。たゞ彼等は一年にかかる現物拠出は、穀粉二十六、七〇ハヴィスペル、燕麦六一、一九二一ハヴィスペル、牛革四二九、一七九ハントナー、藁六〇、三七四ハントナー (ハントナーは六〇枚) であった (Ebd.,S.211)。
- (6) Ebd.,SS.185ff.
- (7) NJ の協定におけるロイヤルの代表 Heinrich von Knyphausen は、父の代から外交官で、1740年 - 1750年 ルベリ公使、七年戦争期間中イギリス大使、六六年退職 (マクチャーザ・闘争をハノーバー人に譲り負わせる國王の都へ反対したのが、戦闘の理由だといわれてゐる)、八九年に死んだ (G. Schmoller: Die Einführung der französischen Regie durch Friedrich den Grossen 1766, *Sitzungsberichte der kgl. preuß. Akademie der Wissenschaften zu Berlin*, 1888, Hbd.1, S.67)。たゞ、七年戦争におけるロイヤルの外交関係の詳細については Rose, J.Holland: Frederick the Great and England, English Historical Review, XXIV(1914), pp.79-93, 256-275 を参照された。
- たゞ、イギリスからの軍事援助金の申入れにかゝり、ロイヤルは国債を、それがもつてイギリスのロイヤルに

均する政治的干渉を懸念して、非常に慎重であり、また六一年の援助金中止の選択はなぜかシックを避けなかつたといわれてゐるが、この点について Max Lehmann: Zur Charakteristik des Siebenjährigen Krieges,

Historische Zeitschrift 25(1889), SS. 288-291 を参照。

戦時中におけるシュプリットゲルバー＝ダウム
商会の取引高

(単位: ターラー)

1756年	97,000
57	157,000
58	187,000
59	312,000
60	243,000
61	321,000
62	882,000

(8) 年六七万ポンドの援助金のうち銀貨110万ポンドは、アムスドルダムとハノーブルクの銀行を経由する為替手形で振出された。これらの援助金の受取り業務を代行したのが、シュプリットゲルバー＝ダウム商会である。この会社は前にも触れたが、当初、ギルドの枠外における商品の販売で利益を得て、個人貸付の金融業を営み、次第に軍事力の増強に強い関心をもつていた国王や上級官僚に近づいて、軍需品の請負・貿易業務を手がけて商業を拡張した。一七四三年のダウムの死後、シュプリットゲルバーの娘婿 F.H.Berendes は J.J. Schickler へ提携して、従来の穀物・木材・繊維・武器などの輸出入や為替手形、金属貨幣、イギリス公債などの金融取引のほかに、フリードリッヒ二世と親しくして数種の軍需工場を経営し、更に商業を拡大した。ちなみにボンダムにある宮殿の無憂宮（サン・スーシー）の装飾品や庭園は、同商会の請負による。七年戦争中の同社の取引高は、右表のとおり急速に増加し、資産総額は1100万ターラーをこえていたといわれてゐる（W.O.Henderson, *op.cit.*, p. 1-16）。

(9) ところで、イギリスからの軍事援助金や占領地域賠償金、および貨幣鑄造利益のかなりの部分は、いつたんは「中央預金基金」の勘定に組みこまれ、そこから各費用に配分された。この新勘定は、ベルリンの王宮に蓄蔵されていた国庫金の枯渇、国庫金を取扱っていたボーデン大臣と国王との不仲、あるいは敵軍によるベルリン占拠などの事情により、五九年以降、事實上、閉鎖状態になつていた国庫に代わるものであり、その資金力の面から、戦争の後半期における財務会計において重要な地位を占めたものと思われる。同基金の六〇年～六一年の収入については次のとおり（ケッペンが作成し、国王の裁可をえた決算書に基づく）。R.Koser, A.a.O., SS.354-358）。

1760~62年における中央預金基金の収入

1760年

(単位: 1万ターラー)

収入	支出
前年繰入れ 1,050	軍費用 720
貨幣鑄造利益 850	シュラーブレンドルフへ 200
イギリス援助金(第3回) 530	マッソ一砲兵へ 300
シュレージエンから 100	マクデブルクの穀倉へ 40
ザクセンより 200	軍へ 300
	シュレージエンに 200
	マッソ一砲兵隊へ 300

1761年

1762年

前年繰入れ	2,464
イギリス援助金(第四回分) の残り 4	
貨幣鑄造利益 280	
ザクセン課徴金 322	
ライプツィヒ免焼金 120	
メクレンブルク課徴金 229	
ニーダーラウジツ免焼金 24	
その他 4	

(10) プロイセンの本位貨幣ターラー (Reichsthaler もしくは taler) は、一六七〇年前半 Joachimsthal で銀貨が造られ、この銀貨が Joachimsthaler もしくは単に Thaler と呼ばれ、その後プロイセンにおいて流通した貨幣が銀貨であったことからプロイセンのターラー貨となつた(ちなみに、英語 Dollar はターラーから転化したものといわれる)。神聖ローマ帝国では、一六六〇年のライプツィヒ協定により純銀一マルク (=233.855g) より一二ターラーが標準とされていたが(したがつて一ターラーの純銀含有量は一九・四八八グラム)、シュレージエン戦争で帝国と決裂したプロイセンはグラウマンの提案にもとづき、一七五〇年七月一日より純銀一マルク当たり一四ターラー(純銀の含有量 16.7g, 金との交換比率は 1:13.79) のこねゆるグラウマン率を採用した。Johann Philipp Graumann は、オランダやハンブルクと大量の貴金属取引をしていたブラウンシュヴァイクイクで商業・通貨局長として手腕をもひ、本位貨幣を高価な Reichsdukaten かの Pistole に変更して成功を収めていた。当時プロイセンは国内通貨のなかにドイツの小額貨幣が混入し、プロイセンの貨幣が為替市場で安定しないので対外決済にはフランス

- のルイ金貨やオーバーハウスのシカーテン貨を皮肉るといふべきだ。眞鍍錫度は統一されていなかつた。フリードリッヒ11世はグラウマンをプロイセンの財務監督 Generalminzdirektor に選んで入れて通貨改革を実施した。財務監督としての彼の在任は死亡の大11年めでやめたが、1回ターハーのグラウマン率はシカーテン貨錫度の基礎となつた。されば以後180年間にわたつて維持されたるのみならぬ(Freiherr v. Schrötter: Die preussische Münzpolitik im 18. Jahrhundert, F.B.P.G., Bd.22(1909), SS.135f——国際歴史外洋誌類別註——, W. Hubatsch, A.a.O., SS.136ff)。
- (11) Freiherr v. Schrötter: *Das preussische Münzwesen im 18. Jahrhundert*, Berlin 1910(*Acta borussica*), S.505.
- (12) L.Beutin, A.a.O., S.212.
- (13) Freiherr v. Schrötter, A.a.O., SS.508-513. 真鍍錫度の発達史にかんじては、クーリッハル・諸田實也『ヨーロッパ近世經濟史II』(東洋經濟新報社、一九八〇年) 参照。
- (14) 戦中におかれたロイセンの貨幣鑄造利益の合計額を確認するのに、R.ローナーは「1700年から長11年めのあいだ年平均700万ターハーであつた」と述べてゐる(R.Koser, A.a.O., SS.350f)。
- (15) L.Beutin, A.a.O., SS.232f.
- (16) R.Koser, A.a.O., SS.369-371. 十年戦争におけるプロイセンの回収したイギリスが、そのもつた戦時財政を運営したが、歐米深く問題である。最近の我が国における研究によれば、イギリスの戦費は合計八、一六〇万ポンド(これはプロイセン・ターハーに換算すると約五億九〇〇万ターハーに相当する)であり、そのうち公債による調達が七割を占めていたとされる(三根誠一監修「18世紀イギリスの戦争と財政」、『筑波大学経済学論集』第11号)。借入金に依存しなかつたプロイセンの戦費調達方法と著しく対照的であり興味深く、この点については今後の研究課題となる。